

令和7年度埼玉地方労働審議会

第1回埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会

日時 令和8年3月10日(火曜日)午前9時30分～

場所 埼玉労働局15階会議室

< 議 事 次 第 >

- 1 部会長及び部会長代理の選出について
- 2 埼玉県足袋製造業最低工賃の改正決定について
- 3 その他

< 資 料 一 覧 >

- 資料1 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会委員名簿
- 資料2 関係法令
- 資料3 埼玉地方労働審議会運営規程
- 資料4 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会運営規程
- 資料5 第15次最低工賃新設・改正計画の実施について
- 資料6 最低工賃改正手続の流れ
- 資料7 埼玉地方労働審議会家内労働部会申し合せ「適用家内労働者が少数である最低工賃について」
- 資料8 埼玉県足袋製造業最低工賃改正決定諮問文(写)
- 資料9 埼玉県足袋製造業最低工賃の適用委託者数及び適用家内労働者数の推移
- 資料10 埼玉県の繊維工業における労働者の賃金水準
- 資料11 埼玉県足袋製造業最低工賃
- 資料12 埼玉県足袋製造業最低工賃の金額の推移
- 資料13 埼玉県の最低賃金と消費者物価指数(さいたま市)の推移
- 資料14 埼玉県足袋製造業家内労働実態調査報告書
- 資料15 埼玉県足袋製造業最低工賃の適用業務における工賃の設定状況
- 資料16 足袋の製造工程

以上

## 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会委員名簿

埼玉県労働局

区分	氏名	現職
公益代表委員	金子 直樹	弁護士
	亮 あや美	埼玉大学経済学部准教授
	鈴木 奈穂美	専修大学経済学部教授
家内労働者代表委員	筒井 泰樹	UA ゼンセン埼玉県支部主任
	松本 壘和	UA ゼンセンサイボー労働組合組合長
	山下 健次	日本労働組合総連合会埼玉県連合会副事務局長
委託者代表委員	加藤 和男	埼玉県商工会連合会専務理事
	廣澤 健一	一般社団法人埼玉県経営者協会専務理事
	森 政浩	株式会社イサミコーポレーション オフィス販売部・足袋部 部長 兼工場長

(五十音順・敬称略)

## 関 係 法 令

## ○家内労働法（昭和四十五年法律第六十号）（抄）

## （工賃の支払）

第六条 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、家内労働者に、通貨でその全額を支払わなければならない。

2 工賃は、厚生労働省令で定める場合を除き、委託者が家内労働者の製造又は加工等に係る物品についての検査（以下「検査」という。）をするかどうかを問わず、委託者が家内労働者から当該物品を受領した日から起算して一月以内に支払わなければならない。ただし、毎月一定期日を工賃締切日として定める場合は、この限りでない。この場合においては、委託者が検査をするかどうかを問わず、当該工賃締切日までに受領した当該物品に係る工賃を、その日から一月以内に支払わなければならない。

## （工賃の支払場所等）

第七条 委託者は、家内労働者から申出のあつた場合その他特別の事情がある場合を除き、工賃の支払及び物品の受渡しを家内労働者が業務に従事する場所において行なうように努めなければならない。

## （最低工賃）

第八条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、一定の地域内において一定の業務に従事する工賃の低廉な家内労働者の労働条件の改善を図るため必要があると認めるときは、労働政策審議会又は都道府県労働局に置かれる政令で定める審議会（以下「審議会」と総称する。）の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該業務に従事する家内労働者及びこれに委託をする委託者に適用される最低工賃を決定することができる。

2 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の審議会の意見の提出があつた場合において、その意見により難いと認めるときは、理由を付して、審議会に再審議を求めなければならない。

## （審議会の意見に関する異議の申出）

第九条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の審議会の意見の提出があつたときは、厚生労働省令で定めるところにより、その意見の要旨を公示しなければならない。

2 前条第一項の審議会の意見に係る家内労働者又は委託者は、前項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日以内に、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に、異議を申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつたときは、その申出について、審議会に意見を求めなければならない。

4 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、第一項の規定による公示の日の翌日から起算して十五日を経過する日までの間は、前条第一項の規定による決定をすることができない。第二項の規定による申出があつた場合において、前項の審議会の意見が提出されるまでの間についても、同様とする。

5 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前条第一項の規定による決定をする場合において、第二項の規定による申出があつたときは、第三項の審議会

の意見に基づき、当該最低工賃において、一定の範囲の業務について、その適用を一定の期間を限つて猶予し、又は最低工賃額（最低工賃において定める工賃の額をいう。以下同じ。）について別段の定めをすることができる。

6 前条第二項の規定は、第三項の審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

（最低工賃の改正等）

第十条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃について必要があると認めるときは、その決定の例により、その改正又は廃止の決定をすることができる。

（最低工賃の決定等に関する関係家内労働者又は関係委託者の意見の聴取等）

第十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正若しくは廃止の決定について調査審議を行なう場合には、厚生労働省令で定めるところにより、関係家内労働者及び関係委託者の意見をきくものとする。

2 家内労働者又は委託者の全部又は一部を代表する者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣又は都道府県労働局長に対し、当該家内労働者若しくは委託者に適用される最低工賃の決定又は当該家内労働者若しくは委託者に現に適用されている最低工賃の改正若しくは廃止の決定をしよう申し出ることができる。

3 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、前項の規定による申出があつた場合において必要があると認めるときは、その申出について審議会に意見を求めるものとする。

（公示及び発効）

第十二条 厚生労働大臣又は都道府県労働局長は、最低工賃に関する決定をしたときは、厚生労働省令で定めるところにより、決定した事項を公示しなければならない。

2 最低工賃の決定及びその改正の決定は、前項の規定による公示の日から起算して三十日を経過した日（公示の日から起算して三十日を経過した日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、最低工賃の廃止の決定は、同項の規定による公示の日（公示の日後の日であつて当該決定において別に定める日があるときは、その日）から、その効力を生ずる。

（最低工賃額等）

第十三条 最低工賃は、当該最低工賃に係る一定の地域と同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金（最低賃金法（昭和三十四年法律第百三十七号）の規定による最低賃金をいう。以下同じ。）（当該同一の地域内において同一又は類似の業務に従事する労働者に適用される最低賃金が決定されていない場合には、当該労働者の賃金（労働基準法第十一条に規定する賃金をいう。））との均衡を考慮して定められなければならない。

2 最低工賃額は、家内労働者の製造又は加工等に係る物品の一定の単位によつて定めるものとする。

（最低工賃の効力）

第十四条 委託者は、最低工賃の適用を受ける家内労働者に対し、その最低工賃額以上の工賃を支払わなければならない。

(最低工賃に関する職権等)

第十五条 第八条第一項及び第十条に規定する厚生労働大臣又は都道府県労働局長の職権は、二以上の都道府県労働局の管轄区域にわたる事案及び一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案であつて厚生労働大臣が全国的に関連があると認めて指定するものについては、厚生労働大臣が行い、一の都道府県労働局の管轄区域内のみに係る事案(厚生労働大臣の職権に属する事案を除く。)については、当該都道府県労働局長が行う。

2 厚生労働大臣は、都道府県労働局長が決定した最低工賃が著しく不相当となつたと認めるときは、労働政策審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該最低工賃の改正又は廃止の決定をすべきことを都道府県労働局長に命ずることができる。

3 第八条第二項の規定は、前項の労働政策審議会の意見の提出があつた場合について準用する。

(工賃及び最低工賃に関する規定の効力)

第十六条 第六条又は第十四条の規定に違反する工賃の支払を定める委託に関する契約は、その部分については無効とする。この場合において、無効となつた部分は、これらの規定に定める基準による。

(専門部会等)

第二十一条 審議会は、最低工賃の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは、専門部会を置かなければならない。

2 前項の専門部会は、政令で定めるところにより、関係家内労働者を代表する委員、関係委託者を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

(関係家内労働者及び関係委託者等の意見聴取)

第二十三条 審議会は、この法律に別段の定めがある場合のほか、審議に際し必要と認める場合には、関係家内労働者、関係委託者その他の関係者の意見を聴くものとする。

○地方労働審議会令(平成十三年政令第三百二十号)(抄)

(部会)

第六条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 前項の委員及び臨時委員については、労働者を代表する委員の数と関係労働者を代表する臨時委員の数の合計数及び使用者を代表する委員の数と関係使用者を代表する臨時委員の数の合計数は、同数とする。

4 部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員及び臨時委員のうちから、当該部会に属する委員及び臨時委員が選挙する。

5 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

6 部会長に事故があるときは、当該部会に属する公益を代表する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

7 審議会は、その定めるところにより、部会(その部会長が委員であるものに限る。)の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(最低工賃専門部会)

第七条 家内労働法第二十一条第一項の規定により審議会に置かれる専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)に属すべき委員及び臨時委員は、会長が指名する。

2 前項の臨時委員のうち、関係労働者を代表するもの及び関係使用者を代表するものは、各同数とする。

3 最低工賃専門部会は、その任務を終了したときは、審議会の議決により、廃止するものとする。

4 前条第四項から第七項までの規定は、最低工賃専門部会について準用する。

(議事)

第八条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の三分の二以上又は労働者関係委員(労働者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係労働者を代表するものをいう。)、使用者関係委員(使用者を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち関係使用者を代表するものをいう。)及び公益関係委員(公益を代表する委員及び議事に関係のある臨時委員のうち公益を代表するものをいう。)の各三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前二項の規定は、部会及び最低工賃専門部会の議事に準用する。

## 埼玉地方労働審議会運営規程

### (規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会の議事運営は、厚生労働省組織令(平成12年政令第252号)第156条の2及び地方労働審議会令(平成13年政令第320号)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

### (会議の招集)

第2条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、労働局長の請求があったとき、会長が必要があると認めるとき又は委員の3分の1以上から請求があったときに会長が招集する。

2 審議会は、前項の規定にかかわらず、その議事が諮問のみの場合にあつては、労働局長から会長あて諮問文を発出することをもって、会議の招集に代えることができる。

3 労働局長又は委員は、会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

4 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも7日前までに付議事項、日時及び場所を委員及び労働局長に通知しなければならない。

### (委員の欠席)

第3条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。)を利用する方法によって会議に出席することができる。

2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第8条第1項及び第2項(同条第3項において準用する場合を含む。)に規定する会議への出席に含めるものとする。

3 委員は、病気その他の理由により会議に出席することができないときは、その旨を会長に通知しなければならない。

### (会長の職務)

第4条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。また、会長に事故あるときは、会長代理がこれを代行するものとする。

(会議における発言)

第5条 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

(関係機関等の意見聴取)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の説明を聴くことができる。

2 審議会は、必要があると認めるときは、委員でない者の意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、会議を非公開とすることができる。

(議事録及び議事要旨)

第8条 審議会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

(読み替え規程)

第9条 第2条から第8条までの規定は、地方労働審議会令第6条に規定する部会(以下「部会」という。)及び同令第7条に規定する最低工賃専門部会(以下「最低工賃専門部会」という。)について準用する。この場合において、「会長」とあるのは「部会長」、また「委員」とあるものは「委員及び専門委員」と読み替えるものとする。

(意見及び建議の提出)

第10条 会長は、審議会が議決を行ったときは、当該議決に係る答申書、建議書又は議決書をその都度労働局長に送付しなければならない。

2 審議会は、厚生労働省組織令第156条の2第2項第2号の規定により関係行政機関に建議したときは、その写しを労働局長に送付しなければならない。

(部会の設置)

第11条 審議会は、次の部会を置くこととする。

- 一 労働災害防止部会
- 二 家内労働部会

(部会の議決)

第12条 前条に規定する部会又は部会長が委員である最低工賃専門部会が、その所掌事務について議決をしたときは、当該議決をもって審議会の議決とする。ただし、審議会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、審議会の議決を特に必要とすることを定めたときは、この限りでない。

(臨時委員の任命)

第13条 臨時委員及び専門委員は、審議会令第4条第4項及び第5項に規定する場合のほか、会長の任期が終了したときに解任されるものとする。ただし、再任を妨げない。

(部会の議事運営)

第14条 この規程に定めるもののほか、部会及び最低工賃専門部会の議事運営に関し必要な事項は、部会長が当該部会及び最低工賃専門部会に諮って定める。

(規程の改廃)

第15条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附則

(施行期日)

- 第1条 この規程は、平成13年11月19日から施行とする。  
この規程は、平成18年3月9日から施行とする。  
この規程は、令和3年12月10日から施行とする。

## 埼玉地方労働審議会 埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会運営規程

## (規程の目的)

第1条 埼玉地方労働審議会(以下「審議会」という。)に設置する埼玉県足袋製造業最低工賃専門部会(以下「専門部会」という。)の議事運営は、家内労働法(昭和45年法律第60号)、地方労働審議会令(平成13年政令第320号)及び埼玉地方労働審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

## (名称)

第2条 専門部会には、それぞれの担当する最低工賃の件名を冠する。

## (構成)

第3条 専門部会の委員(以下「委員」という。)の数は、9人とする。

## (報告)

第4条 部会長は、会議において議決を行ったときは、議決書を審議会会長に報告するものとする。

## (雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、専門部会の議事及び運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

2 この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

雇均発 0324 第 4 号  
令和 7 年 3 月 24 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省雇用環境・均等局長  
( 公 印 省 略 )

### 第 15 次最低工賃新設・改正計画の実施について

最低工賃の新設及び改正については、令和 4 年 3 月 18 日付け雇均発 0318 第 2 号「第 14 次最低工賃新設・改正計画の実施について」に基づき、計画的な推進を図っているところであるが、同計画が令和 6 年度末で終了することから、引き続き最低工賃の新設及び改正を促進するため、令和 7 年度から 9 年度までの 3 年間で計画期間とする標記計画を別添のとおり策定し実施することとしたので、下記事項に留意の上、最低工賃の新設及び改正の計画的な推進を図らきたい。

### 記

#### 1 最低工賃の改正について

##### (1) 計画的な改正

最低工賃については、第 8 次最低工賃新設・改正計画以降、原則として 3 年をめぐりに実態を把握し、見直しを行っている。今後は、加えて、経済情勢の変化や地域の実情、最低賃金の状況等を踏まえ、早期の見直しが必要と判断される場合には、これを 2 年とするなどの対応を図ること。見直しに当たっては、原則として、改正の実現を目標とすること。

なお、工程・規格等が業務実態と乖離している最低工賃については、工賃額のみならず工程・規格等についても見直しを行い、必要な改正を行うこと。最低工賃を改正した場合には、委託者はもとより、工賃に影響を及ぼしている親事業者、関係団体等に対しても、最低工賃が遵守されるよう、その内容を適切に周知徹底すること。その際、管内の委託者や家内労働者への効果的・効率的な周知の観点から、地方公共団体の広報誌やホームページへの掲載等の協力依頼も検討すること。

## (2) 実態調査

実態調査については、適用家内労働者数の把握、工程変更の有無、工賃額等の確認を行うこと。また、最低賃金との均衡の考慮に当たっては、実態に即して最低工賃額の8時間換算額を算出した上、最低賃金額やその上昇率との比較を行い、最低工賃の見直しに必要な実態把握ができるものとする。

## (3) 改正諮問の見送り

本計画に従った改正について、実態調査の実施をはじめとする産業界の動向把握を行った結果、委託者の業種における景況、受注量の減少のため最低工賃の改定が困難等により、なお改正を行う状況にないと判断する場合は、地方労働審議会又は同審議会家内労働部会（以下「地方労働審議会等」という。）において、必ず、諮問見送りと判断した理由の説明を行い、公労使三者の了解を得た上で、当該最低工賃について改正諮問の見送りを行うこと。

## 2 最低工賃の新設について

最低工賃の新設については、設定の必要性が高い業種のうち、次のいずれかに合致するものから優先的に実施すること。

- (1) 関係団体から、新設の要請がなされているもの
- (2) 継続性のある業種で、家内労働者数が相当数存在するもの
- (3) 他地域との関連性が強いもの

## 3 最低工賃の統合又は廃止の検討について

最低工賃が設定されている適用家内労働者が100人未満に減少し、将来も増加する見通しが無いなど、実効性を失ったと思われる最低工賃については、今後のあり方を検討した上で、2つ以上の最低工賃を統合することがありうる場合などは、統合を含めて対応を検討することとし、また、統合が難しい場合は、廃止することも検討すること。

なお、当該最低工賃の廃止については、地方労働審議会等の意見を十分に聞いて尊重すること。

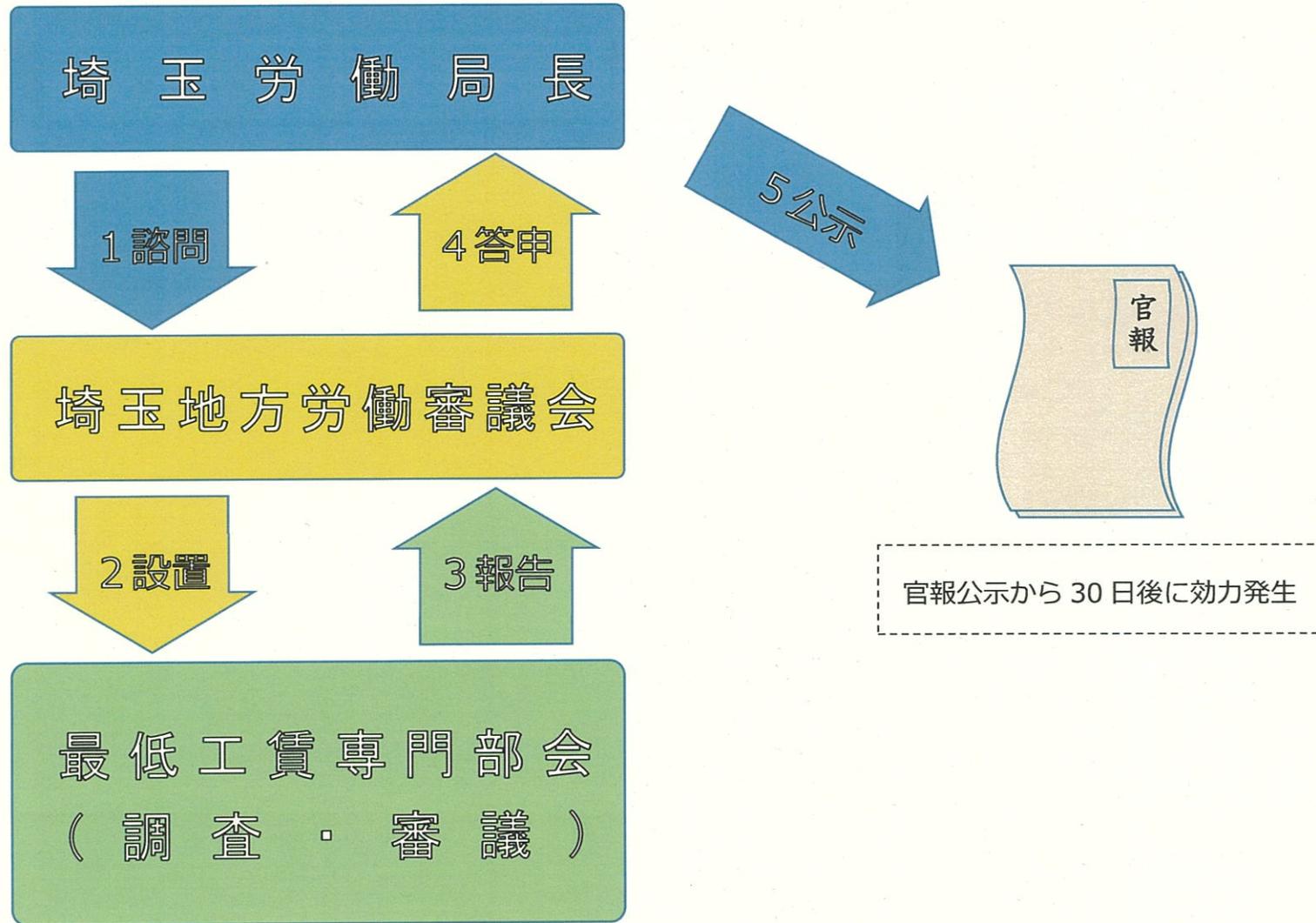
第15次最低工賃新設・改正計画(令和7年4月～10年3月)

別添

局名	最低工賃件数 (令和7年3月11日時点)	令和7年度		令和8年度		令和9年度	
		件名	件数	件名	件数	件名	件数
01 北海道	1	和服裁縫(改正)	1				
02 青森	3	電気機械器具(改正)	1	和服裁縫(改正)、男子・婦人既製服(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
03 岩手	2	婦人・男子既製洋服(改正)	1			電気機械器具(改正)	1
04 宮城	2	男子服・婦人服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1
05 秋田	2	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1	男子服・婦人服・子供服(改正)	1	通信機器用部分品(改正又は廃止)	1
06 山形	1	男子・婦人既製服(改正)	1			男子・婦人既製服(改正)	1
07 福島	3	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2	横編ニット(改正)	1	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス(改正)、外衣・シャツ(改正)	2
08 茨城	3	婦人・子供既製服(廃止)、男子既製洋服(廃止)	2	電気機械器具(改正)	1		
09 栃木	2	電気機械器具(改正)	1			電気機械器具(改正)、衣服(廃止)	2
10 群馬	3	横編ニット(改正)	1	婦人服(廃止)、電気機械器具(改正)	2		
11 埼玉	5	革靴(改正)、足袋(改正)	2	縫製(改正)	1	紙加工品(改正)、電気機械器具(改正)	2
12 千葉	1			婦人既製洋服(廃止)	1		
13 東京	3	革靴(改正)	1	婦人既製洋服(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
14 神奈川	3	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2	紙加工品(廃止)	1	スカーフ・ハンカチーフ(廃止)、電気機械器具(改正)	2
15 新潟	4	洋食器・器物(廃止)、作業工具(廃止)	2	男子・婦人既製洋服(廃止)、横編ニット(廃止)	2		
16 富山	2	電気機械器具(改正)	1	ファスナー加工(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
17 石川	0						
18 福井	2	眼鏡(改正)	1	衣服(改正)	1	眼鏡(改正)	1
19 山梨	3	電気機械器具(改正)	1	婦人服(改正)、貴金属製品(改正)	2	電気機械器具(改正)	1
20 長野	2	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1	電気機械器具(改正)	1
21 岐阜	3	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2	陶磁器上絵付(改正)	1	男子既製洋服(改正)、婦人服(改正)	2
22 静岡	1	車両電気配線装置(改正)	1			車両電気配線装置(改正)	1
23 愛知	1			車両電気配線装置(改正)	1		
24 三重	1			車両電気配線装置(改正)	1		
25 滋賀	1			下着・補整着(廃止)	1		
26 京都	2	丹後地区絹織物業(改正)	1	紙加工品(改正)	1	丹後地区絹織物業(改正)	1
27 大阪	1			男子既製洋服(改正)	1		
28 兵庫	5	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3	電気機械器具(改正)、靴下(改正)	2	但馬地区絹・人絹・毛織物(廃止)、綿・スフ織物(廃止)、釣針(改正)	3
29 奈良	1			靴下(改正)	1		
30 和歌山	0						
31 鳥取	2	和服裁縫(改正)	1	男子服・婦人服(改正)	1	和服裁縫(改正)	1
32 島根	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	外衣・シャツ(改正)	1
33 岡山	1			車両電気配線装置(改正)	1		
34 広島	4	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2	和服裁縫(改正)、毛筆・画筆(廃止)	2	既製服(改正)、電気機械器具(廃止)	2
35 山口	1			校服(改正)	1		
36 徳島	1	縫製(下着・ハンカチーフ)(廃止)	1				
37 香川	1					手袋・ソックスカバー(改正)	1
38 愛媛	1			タオル(廃止)	1		
39 高知	2	衛生用紙(改正)	1			繊維産業(改正)	1
40 福岡	2	婦人服(改正)	1	男子服(改正)	1	婦人服(改正)	1
41 佐賀	1					婦人既製服(改正)	1
42 長崎	2			男子既製洋服(廃止)、婦人既製洋服(廃止)	2		
43 熊本	3	和服裁縫(改正)	1	電気機械器具(改正)	1	縫製(改正又は廃止)	1
44 大分	2			衣服(改正)、電気機械器具(改正)	2		
45 宮崎	2	男子既製洋服(改正)	1	内燃機関電装品(改正)	1	男子既製洋服(改正)	1
46 鹿児島	1			電気機械器具(改正)	1		
47 沖縄	1	縫製(改正)	1			縫製(改正)	1
合計	93		40		43		36

(注) 各年度の最低工賃の件数は令和7年3月11日現在のものである。なお、件名の後の( )は、計画策定時点における予定を記載したものの、改正、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

### 最低工賃改正手続の流れ



令和 8 年 2 月 5 日  
(埼玉地方労働審議会家内労働部会申し合せ)

### 適用家内労働者が少数である最低工賃について

埼玉労働局長が定める最低工賃のうち下記 1 に該当するものは、下記 2 以下により廃止について審議する。

なお、本申し合せに関して当部会委員から見直し等の申出があった場合は、見直し等の検討を行う。

#### 記

#### 1 対象とする最低工賃

家内労働実態調査の結果、適用家内労働者数が 30 人未満であることが判明したもの

#### 2 家内労働実態調査（特別調査）

##### (1) 家内労働実態調査（特別調査）の実施

連続する 3 年度にわたり、当該最低工賃が適用されるすべての委託者及び家内労働者を対象とする家内労働実態調査（特別調査）を実施する。

##### (2) 調査項目

- ・既存の家内労働実態調査の調査項目
- ・当該最低工賃の実効性に関する質問を追加する。また、その理由を確認する。

#### 3 最低工賃の廃止に関する審議

上記 2 による家内労働実態調査（特別調査）の結果がまとめ次第、当該最低工賃の廃止の是非について審議する。

なお、廃止に関する審議の際には、関係家内労働者及び関係委託者（以下「関係家内労働者等」という。）からの意見聴取を行うこととする。この場合において、関係家内労働者等が遠隔地に居住しているときその他相当と認めるときは、最寄りの埼玉労働局所管施設から、テレビ会議システムにより参加することができる。

関係家内労働者等が部会へ参加することが困難な事情があるときは、事務局による事前ヒアリングや郵便による通信調査等により、可能な限り当事者の意見や当該最低工賃の周辺事情に関する情報等を把握するよう努めることとする。



埼労発基 0206 第 10 号

令和 8 年 2 月 6 日

埼玉地方労働審議会

会長 蔭山 健介 殿

埼玉労働局長

片淵 仁文

最低工賃の改正決定について（諮問）

家内労働法第 10 条の規定に基づき、埼玉県足袋製造業最低工賃（令和 5 年埼玉労働局最低工賃公示第 1 号）の改正決定について、貴会の調査審議を求める。

## 委託事業所数及び家内労働者数の状況

調査対象年度	H9	H11	H20	H24	H27	H30	R3	R7
調査対象委託者数（事業所）	31	30	27	6	4	6	6	10
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）	20	14	6	5	4	5	2	3
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）作業工程に係る業務に従事する家内労働者数（名）	278	212	71	62	33	44	20	16

【資料出所：埼玉労働局賃金室「足袋製造業家内労働実態調査」】

## (参考) 埼玉県 和装製品製造業（足袋を含む）の事務所数等の推移

	H24	H25	H26	H27	H29	H30	R1	R2
従業者数	123	113	165	110	126	117	121	114
現金給与総額（万円）	30,473	29,433	37,360	28,340	28,030	27,952	32,051	32,729
原材料使用額等（万円）	40,407	39,068	49,985	50,389	39,157	44,886	43,910	41,036
製造品出荷額等（万円）	118,379	122,385	155,389	124,262	116,191	123,614	122,200	118,594
生産額（万円）	117,086	121,206	154,990	112,874	116,133	121,644	120,380	記載なし
資料出所	埼玉県工業統計調査	埼玉県工業統計調査	埼玉県工業統計調査	経済センサス活動調査	埼玉県工業統計調査	埼玉県工業統計調査	埼玉県工業統計調査	埼玉県工業統計調査

※工業統計調査は2020年をもって中止。2022年以降、経済構造実態調査の一部として実施しているが、埼玉県和装製品製造業の事務所数等の推移に関するデータは公表されていない。

## &lt;用語の解説&gt;

**事業所数** 一般的に工場、製作所、製造所あるいは加工所などと呼ばれているような、一区画を占めて主として製造又は加工を行っているものをいう。

**従業者数** 調査日現在で、当該事業所で働いている人をいう。したがって、他の会社などの別経営の事業所から出向又は派遣されている人（受入者）も含まれる。一方、他の会社などの別経営の事業所へ出向又は派遣している人（送出者）、臨時雇用者は従業者に含めない。

**現金給与総額** 1年間（1～12月）に、常用雇用者及び有給役員のうち事業所に従事している人に対する基本給、諸手当と特別に支払われた給与、（期末賞与等）の額とその他の給与額との合計である。その他の給与額とは、常用雇用者及び有給役員に対する退職金又は解雇予告手当、出向・派遣受入れ者に係る支払額、臨時雇用者に対する給与、出向させている者に対する負担額などをいう。

**原材料使用額等** 1年間（1～12月）における原材料使用額、燃料使用額、電力使用額、委託生産費、製造等に関連する外注費及び転売した商品の仕入額である。

**製造品出荷額等** 1年間（1～12月）における製造品出荷額、加工賃収入額、その他収入額及び製造工程から出た屑及び廃物の出荷額の合計である。

## 埼玉県繊維工業における労働者の賃金水準

			令和5年		令和6年	
			決まって支給する現金給与額 (一般労働者)	【参考 全国】	決まって支給する現金給与額 (一般労働者)	【参考 全国】
男	月額	企業規模10～99人	262.0 千円	299.0 千円	263.4 千円	301.9 千円
		企業規模計 (10人以上)	317.8 千円	316.3 千円	355.3 千円	326.1 千円
	時間額	企業規模10～99人	1.38 千円	1.72 千円	1.54 千円	1.76 千円
		企業規模計 (10人以上)	1.79 千円	1.86 千円	2.11 千円	1.96 千円
女	月額	企業規模10～99人	196.5 千円	196.8 千円	206.1 千円	202.3 千円
		企業規模計 (10人以上)	204.8 千円	203.4 千円	211.0 千円	209.4 千円
	時間額	企業規模10～99人	1.06 千円	1.15 千円	1.23 千円	1.19 千円
		企業規模計 (10人以上)	1.12 千円	1.20 千円	1.26 千円	1.25 千円
男女計	月額	企業規模10～99人	220.5 千円	255.1 千円	211.4 千円	238.2 千円
		企業規模計 (10人以上)	258.5 千円	273.6 千円	263.6 千円	262.0 千円
	時間額	企業規模10～99人	1.18 千円	1.48 千円	1.26 千円	1.39 千円
		企業規模計 (10人以上)	1.44 千円	1.62 千円	1.57 千円	1.57 千円

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

(注1) 「時間額」は、埼玉労働局労働基準部賃金室において、「月額」を「所定内実労働時間数」で除することにより算出した。

## 埼玉県足袋製造業最低工賃

- 1 適用する家内労働者 埼玉県の区域内で足袋製造業に係る縫製の業務に従事する家内労働者
- 2 適用する委託者 前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者
- 3 第1号の家内労働者に係る最低工賃額 次の表の左欄に掲げる工程の区分に応じ、婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る。）10足につき、右欄に掲げる金額

工 程	金 額
足踏み通し	73 円
掛け押し縫い	55 円
こはぜ付け	74 円
羽縫い	105 円
甲縫い	103 円
尻止め	55 円
つま縫い	228 円
まわし縫い	77 円
アイロン仕上げ	269 円

備考 上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くものとする。

- 4 効力発生の日 令和5年3月31日

## 埼玉県足袋製造業最低工賃の金額の推移

		発効日									
		平成4年5月9日		平成6年5月4日		平成8年5月1日		平成10年4月30日		令和5年3月31日	
		工賃額	引上げ額 (率)	工賃額	引上げ額 (率)	工賃額	引上げ額 (率)	工賃額	引上げ額 (率)	工賃額	引上げ額 (率)
工 程	足踏み通し	57円	5円 10%	62円	5円 9%	64円	2円 3%	66円	2円 3%	73円	7円 10%
	掛け押し縫い	43円	4円 10%	47円	4円 9%	49円	2円 4%	50円	1円 2%	55円	5円 10%
	こはぜ付け	58円	5円 9%	63円	5円 9%	65円	2円 3%	67円	2円 3%	74円	7円 10%
	羽縫い	83円	8円 11%	90円	7円 8%	93円	3円 3%	95円	2円 2%	105円	10円 10%
	甲縫い	81円	7円 9%	88円	7円 9%	91円	3円 3%	93円	2円 2%	103円	10円 10%
	尻止め	43円	4円 10%	47円	4円 9%	49円	2円 4%	50円	1円 2%	55円	5円 10%
	つま縫い	180円	20円 13%	195円	15円 8%	202円	7円 4%	207円	5円 2%	228円	21円 10%
	まわし縫い	61円	6円 11%	66円	5円 8%	68円	2円 3%	70円	2円 3%	77円	7円 10%
	アイロン仕上げ	211円	20円 10%	230円	19円 9%	239円	9円 4%	244円	5円 2%	269円	25円 10%

(注1)上記金額は、縫い糸代、ミシンの維持及び使用に要する経費並びに電力費その他の必要経費を除くもの。

## 埼玉県最低賃金と消費者物価指数（さいたま市）の推移

	埼玉県最低賃金		消費者物価指数（さいたま市、年平均）					
			持家の帰属家賃を除く総合		「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均		食料	
	時間額(円)	指数(R4基準)	R2基準	指数(R4基準)	R2基準	指数(R4基準)	R2基準	指数(R4基準)
R4	987	100.0	102.5	100.0	104.4	100.0	103.7	100.0
R5	1028	104.2	106.2	103.6	110.6	105.9	111.7	107.7
R6	1078	109.2	109.4	106.7	114.5	109.7	116.1	112.0
R7	1141	115.6	113.2	110.4	120.7	115.6	123.3	118.9

【資料出所：総務省統計局 消費者物価指数】

「R4基準」の指数及び「頻繁に購入する品目」を含む中分類の加重平均（R2基準）は、埼玉労働局労働基準部資金室にて算出した。

消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類、年平均、さいたま市）の推移

		R4	R5	R6	R7	
中分類	ウエイト					
<b>食料</b>						
穀類	179	103.6	111.3	120.0	143.4	
魚介類	155	111.0	125.4	126.4	128.1	
肉類	193	106.7	113.5	115.3	125.6	
乳卵類	111	101.1	116.0	116.6	120.4	
野菜・海藻	252	101.0	107.1	116.1	123.5	
果物	90	102.0	109.6	122.5	128.4	
菓子類	216	104.5	113.8	120.7	132.1	
調理食品	337	104.5	113.5	117.3	122.2	
飲料	143	104.9	112.0	115.8	125.7	
<b>家具・家事用品</b>						
家事用消耗品	85	103.0	113.8	118.5	124.0	
<b>保健医療</b>						
保健医療サービス	238	98.3	98.4	98.6	99.1	
<b>交通・通信</b>						
自動車等関係費	806	106.5	108.4	110.4	112.9	
頻繁に購入する品目を		R2年基準	104.4	110.6	114.5	120.7
含む中分類の加重平均		R4年基準	100.0	105.9	109.6	115.6

【注1】 上表の数値は、2020年(R2年)基準。

【資料出所：総務省統計局 消費者物価指数】

【注2】 下表の「R4年基準」の指数は、埼玉労働局労働基準部賃金室にて算出した。

## 消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」）

- 消費者物価指数は、指数品目を家計調査から得られる1世帯当たり年間購入頻度によって区分し、購入頻度の階級区分別に指数を作成している。
- 購入頻度階級のうち、「頻繁に購入する品目」については、年間購入頻度15.0回以上の品目である。

### 【参考】2020年基準消費者物価指数における「頻繁に購入する品目」の構成

食パン、あんパン、カレーパン、ゆでうどん、カップ麺、中華麺、かまぼこ、豚肉（国産品）、豚肉（輸入品）、鶏肉、ハム、ソーセージ、牛乳、ヨーグルト、チーズ（国産品）、鶏卵、キャベツ、ねぎ、レタス、もやし、にんじん、たまねぎ、きゅうり、トマト、ピーマン、しめじ、豆腐、油揚げ、納豆、バナナ、せんべい、ポテトチップス、チョコレート、アイスクリーム、おにぎり、調理パン、サラダ、茶飲料、コーヒー飲料A、野菜ジュース、炭酸飲料、ポリ袋、診療代及びガソリン

（資料出所）総務省統計局「消費者物価指数」

埼玉県足袋製造業  
家内労働実態調査報告書  
(補充調査を含む改訂版)

令和7年12月

埼 玉 労 働 局

## 目次

埼玉県足袋製造業 家内労働実態調査結果 概要	1～3
------------------------	-----

### I. 委託者調査結果

1. 調査事業所回答状況及び委託状況	4
2. 規模別委託者数及び家内労働者数	4
3. 工賃の支払い状況(令和7年4月分)	4
4. 足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況(令和7年4月分)	4
5. 工賃の改定状況	
1). 最近2年間の改定状況	5
2). 今後の改定予定	5
6. 委託業務量の状況	
1). 最近2年間の委託業務量	5
2). 今後の委託業務量の見通し	5
7. 家内労働者数の状況	
1). 最近2年間の家内労働者数	5
2). 今後の家内労働者数の見通し	5
8. 家内労働に使用する機械の状況	5
9. 補助材料の家内労働者負担の状況	5
9-2. 家内労働者が負担する補助材料	5
10. 最低工賃分類別工賃額の状況	6
11. 委託条件決定方法	7
12. 最低工賃が廃止となった場合の影響	7
13. 最低工賃が廃止の是非について	7
14. 委託者からの意見(現在の業界の状況や家内労働の委託状況等について)	8

### II. 家内労働者調査結果

1. 回答状況	9
2. 就業形態別 家内労働者数	9
3. 年齢階層別 家内労働者数	9
4. 経験年数別 家内労働者数	9

5. 1か月あたりの就業日数	.....	9
6. 1日あたりの平均就業時間数	.....	9
7. 工賃額の決定方法	.....	10
8. 家内労働を行っている理由	.....	10
9. 最低工賃の認識について	.....	10
10. 最低工賃が廃止となった場合の影響	.....	10
11. 最低工賃廃止の是非について	.....	10
12. 家内労働者からの意見	.....	11
委託者用調査票	.....	12～16
家内労働者用調査票	.....	17～20

# 埼玉県足袋製造業家内労働実態調査結果 概要

埼玉労働局労働基準部賃金室

## I 調査の実施

### 1 調査の目的

本調査は、埼玉県における足袋製造業の家内労働について、委託者や家内労働者の個別の事例を把握し、最低工賃決定の審議に資するための基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 調査対象委託者及び家内労働者

埼玉県内の足袋製造業の委託者 10 事業所及びその家内労働者（各事業所 1 名）を対象とした。

家内労働者については、委託者 10 事業所に対し、現行の最低工賃が設定されている品目・作業工程に従事している者を優先させることを条件として、委託先の家内労働者の中から任意に 1 名の抽出を依頼した。

### 3 調査事項

別添調査票の記載項目とした。

### 4 調査実施年月日

本調査は、令和 7 年 5 月 19 日から同年 6 月 19 日までを調査期間として実施した。

### 5 調査対象年月日

本調査は、令和 7 年 4 月末日現在（工賃の支払い状況及び足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況については令和 7 年 4 月分、工賃の改定状況・委託業務量の状況及び家内労働者数の状況については最近 2 年間）の状況について実施した。

### 6 調査方法

調査は、郵送による通信調査で実施した。

2 種類の調査票（委託者用調査票・家内労働者用調査票）を委託者宛に送付し、家内労働者用調査票については当該委託者に対象家内労働者の抽出及び配布を依頼した。

調査票の提出については、委託者、家内労働者ともに、返信用封筒により直接当局へ

送付するよう依頼した。

なお、一部については、電話聴取により回答を得た。

## II 調査結果の概要

- 1 委託者調査については、調査対象委託者 10 事業所のうち 10 事業所より回答を得られた（回答率 100.0%）。回答の内訳は、①委託あり：3 事業所、②委託なし：7 事業所という内容であった。なお、委託あり事業所のうち最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数は 3 事業所、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数は 16 名であった。
- 2 家内労働者調査については、業務委託を行っている 3 事業所に所属する 3 名（男性 1 名、女性 2 名）から回答を得た。

## III 補充調査の実施

### 1 調査の目的

調査の結果、足袋製造に係る委託を受けている家内労働者数が 19 人と僅少であったため、すでに回答を得ている 3 人以外の 16 人も新たに調査対象とすることで、全数調査を実施することとした。

### 2 調査事項

調査票は同一のものを用いた。

### 3 調査実施期間

補充調査は、令和 7 年 10 月 28 日から同年 11 月 28 日までを調査期間として実施した。

### 4 調査対象年月日

補充調査についても、令和 7 年 4 月末日現在（工賃の支払い状況及び足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況については令和 7 年 4 月分、工賃の改定状況・委託業務量の状況及び家内労働者数の状況については最近 2 年間）の状況について実施した。

### 5 調査方法

補充調査は、郵送による通信調査で実施した。

家内労働者用調査票を、委託ありと回答のあった委託者に直接配布し、すでに回答を得ている家内労働者以外の全ての家内労働者への配布を依頼した。

調査票の提出については、返信用封筒により直接当局へ送付するよう依頼した。

#### IV 補充調査結果の概要

- 1 調査対象者 16 人のうち 8 人より回答を得られた。
- 2 補充調査の回答を含めた集計結果は 4 頁以降のとおりである。

<参考> 委託者数および家内労働者数の変遷

調査年度	H9	H11	H20	H24	H27	H30	R3	R7
調査対象委託者数（事業所）	31	30	27	6	4	6	6	10
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務を委託している委託者数（事業所）	20	14	6	5	4	5	2	3
最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数（名）	278	212	71	62	33	44	20	16

## I. 委託者調査結果

### 1. 調査事業所回答状況及び委託状況

区分	合計	回答有			回答拒否	未回答
		委託あり	委託なし	廃止等		
調査実施事業所数	10	10	3	7	0	0
比率 (%)	100.0	100.0	30.0	70.0	0.0	0.0

### 2. 規模別委託者数及び家内労働者数

従業員数区分	委託者数 (事業所)	家内労働者数(人)			
		男	女	合計	※1
5人未満	1	1	2	3	3
5人～29人	1	1	14	15	12
30人～99人	1	0	1	1	1
100人以上	0	0	0	0	0
合計	3	2	17	19	16

※1 うち、最低工賃の設定品目・作業工程に係る業務に従事する家内労働者数

\* 年齢階層・経験年数別区分

年齢	経験年数	年齢階層・経験年数別区分					
		1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
20歳未満		0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
20歳以上30歳未満		0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
30歳以上40歳未満		0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
40歳以上50歳未満		0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:0
50歳以上60歳未満		0:0	0:0	0:0	1:1	0:2	0:0
60歳以上70歳未満		0:0	0:2	0:0	0:0	0:0	0:2
70歳以上80歳未満		0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	0:6
80歳以上		0:0	0:0	0:0	0:0	0:0	1:4
合計		0:0	0:2	0:0	1:1	0:2	1:12

※男女別の人数を、「男性の人数」:「女性の人数」と記載。

### 3. 工賃の支払い状況(令和7年4月分)

区分	男	女	合計	比率 (%)
30,000円未満	0	4	4	21.0
30,000円以上～50,000円未満	1	4	5	26.3
50,000円以上～70,000円未満	0	6	6	31.5
70,000円以上～90,000円未満	0	2	2	10.5
90,000円以上～110,000円未満	0	1	1	5.2
110,000円以上～130,000円未満	0	0	0	0.0
130,000円以上	1	0	1	5.2
未回答	0	0	0	0.0
合計	2	17	19	100.0

### 4. 足袋縫製に従事する従業員の平均賃金の状況(令和7年4月分)

1か月の平均賃金額	161,609.5円	時給換算の平均額	1,344円 / 時間
1日の平均労働時間	6.5時間 / 日	1か月の平均出勤日数	19.05日 / 月

5. 工賃の改定状況

1). 最近2年間の改定状況

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
上げた	1	33.3
下げた	0	0.0
変わらない	2	66.6
合計	3	100.0

2). 今後の改定予定

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
近く改定予定	1	33.3
変わらない	2	66.6
合計	3	100.0

6. 委託業務量の状況

1). 最近2年間の委託業務量

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増えた	0	0.0
減った	2	66.6
変わらない	1	33.3
合計	3	100.0

2). 今後の委託業務量の見通し

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増える	0	0.0
減る	3	100.0
変わらない	0	0.0
合計	3	100.0

7. 家内労働者数の状況

1). 最近2年間の家内労働者数

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増えた	0	0.0
減った	3	100.0
(その理由)	海外製品の増加	0
	足袋需要の低下	1
	家内労働者の高齢化	3
	社内製造へのシフト	1
	やる人がいない	0
変わらない	0	0.0
合計	3	100.0

\* 複数回答あり

2). 今後の家内労働者数の見通し

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
増える	0	0.0
減る	3	100.0
変わらない	0	0.0
合計	3	100.0

8. 家内労働に使用する機械※3の状況

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
機械あり	2	66.6
委託者持ち	1	33.3
労働者持ち	1	33.3
どちらの場合もあり	0	0.0
機械なし	1	33.3
合計	3	100.0

9. 補助材料※4の家内労働者負担の状況

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
支給している	3	100.0
糸を支給している	3	* 複数回答あり
その他を支給している	2	
支給していない	0	0.0
合計	3	100.0

9-2. 家内労働者が負担する補助材料

区分	委託者数 (事業所)	比率 (%)
ある	0	0.0
ない	3	100.0
合計	3	100.0

※3 ミシン(上縫い、爪、工業用)

※4 糸、針、油 等

10. 最低工賃分類別 工賃額の状況

品目	工程		1単位あたり 工賃単価		通常の1時間当 たりの作業量 (足)	従事 家内労働者数 (人)
			(円)	(銭)		
婦人用足袋（並級のもので、かつ、4枚こはぜのものに限る）	足踏み通し					
	現行最低工賃	10足につき 73円 00銭	平均			計
	掛け押し縫い					
	現行最低工賃	10足につき 55円 00銭	平均			計
	こはぜ付け		74		110	1
	現行最低工賃	10足につき 74円 00銭	平均			計
	羽縫い		200		25	1
			230		50	2
	現行最低工賃	10足につき 105円 00銭	平均			計
	甲縫い		220		42	3
			118		110	1
	現行最低工賃	10足につき 103円 00銭	平均			計
	尻止め		118		110	1
			63		150	2
	現行最低工賃	10足につき 55円 00銭	平均			計
	つま縫い		63		150	2
			280		20	1
			260		50	4
			415		30	1
	現行最低工賃	10足につき 228円 00銭	平均			計
まわし縫い		289		42	6	
		77		150	1	
現行最低工賃	10足につき 77円 00銭	平均			計	
アイロン仕上げ		77		150	1	
		280		30	1	
		365		40	1	
現行最低工賃	10足につき 269円 00銭	平均			計	
		323		35	2	

\* 最低工賃の設定工程・規格に係る業務を委託する3事業所からの個別回答と、その平均値を表示。

\* 平均値は全て、従事家内労働者数による加重平均で算出。

11. 委託条件決定方法

区分	委託者数 と 比率	
	(事業所)	(%)
委託者が決める	1	33.3
委託者と家内労働者の話し合いで決まる	2	66.6
家内労働者の要求額で決まる	0	0.0
合計	3	100.0

12. 最低工賃が廃止となった場合の影響

区分	委託者数 と 比率	
	(事業所)	(%)
影響が出ると思わない	2	66.6
影響が出ると思う	0	0.0
委託工賃額が上がる	0	0.0
委託工賃額が下がる	0	0.0
わからない	1	33.3
合計	3	100.0

13. 最低工賃廃止の是非について

区分	委託者数 と 比率	
	(事業所)	(%)
最低工賃は廃止すべきである	1	33.3
最低工賃は廃止すべきでない	0	0.0
工賃額を上げるべきである	0	0.0
工賃額を下げるべきである	0	0.0
工賃額は現状のままでよい	0	0.0
未回答	0	0.0
どちらでもよい	2	66.6
合計	3	100.0

14. 委託者からの意見(現在の業界の状況や家内労働の委託状況等について)

意見	
<table border="1"><tr><td data-bbox="715 1032 839 1106">無し</td></tr></table>	無し
無し	

## Ⅱ. 家内労働者調査結果

### 1. 回答状況

区分	(人)
調査対象数 ※1	19
回答数	11

※1 委託者調査にて「委託あり」と回答した  
3事業所が委託する全ての家内労働者

### 2. 就業形態別 家内労働者数

区分	(人)	(%)
専業	0	0.0
副業	0	0.0
内職	11	100.0
合計	11	100.0

### 3. 年齢階層別 家内労働者数

区分	男性(人)	女性(人)	合計(人)	(%)
60歳未満	1	1	2	18.1
60歳以上～70歳未満	0	2	2	18.1
70歳以上～80歳未満	0	5	5	45.4
80歳以上	1	1	2	18.1
合計	2	9	11	100.0

\* 平均年齢：71.6歳

### 4. 経験年数別 家内労働者数

区分	(人)	(%)
3年未満	0	0.0
3年以上～5年未満	1	9.0
5年以上～10年未満	0	0.0
10年以上～30年未満	6	54.5
30年以上～50年未満	2	18.1
50年以上	2	18.1
合計	11	100.0

\* 平均年数：25.4年

### 5. 1か月あたりの就業日数

区分	(人)	(%)
5日未満	0	0.0
5日以上～10日未満	0	0.0
10日以上～15日未満	2	18.1
15日以上～20日未満	1	9.0
20日以上～25日未満	7	63.6
25日以上	1	9.0
合計	11	100.0

\* 平均日数：18.4日

### 6. 1日あたりの平均就業時間数

区分	(人)	(%)
1時間未満	0	0.0
1時間以上～2時間未満	2	18.1
2時間以上～4時間未満	5	45.4
4時間以上～6時間未満	1	9.0
6時間以上～8時間未満	3	27.2
8時間以上	0	0.0
合計	11	100.0

\* 平均就業時間：4.0時間/日

7. 工賃額の決定方法

区分	家内労働者数と比率	
	(人)	(%)
委託者が決める	8	72.7
委託者と家内労働者の話し合いで決まる	3	27.2
家内労働者の要求額で決まる	0	0.0
合計	11	100.0

8. 家内労働を行っている理由

区分	回答数(※複数回答)
生計を維持するため	0
家計を補助するため	7
自分の自由なお金を得るため	4
余暇時間を活用するため	1
事業所に協力を依頼されて	0
合計	12

9. 最低工賃の認識について

区分	家内労働者数と比率	
	(人)	(%)
知っていた	1	9.0
知らなかった	10	90.9
合計	11	100.0

10. 最低工賃が廃止となった場合の影響

区分	家内労働者数と比率	
	(人)	(%)
影響が出るとは思わない	5	50.0
影響が出ると思う	1	10.0
委託工賃額が上がる	0	0.0
委託工賃額が下がる	1	10.0
わからない	5	50.0
合計	10	100.0

11. 最低工賃廃止の是非について

区分	家内労働者数と比率	
	(人)	(%)
最低工賃は廃止すべきである	0	0.0
最低工賃は廃止すべきでない	5	45.4
工賃額を上げるべきである	2	18.1
工賃額を下げるべきである	0	0.0
工賃額は現状のままでよい	2	18.1
その他	1	9.0
どちらでもよい	6	54.5
合計	11	100.0

12. 家内労働者からの意見

年齢	性別	意見
51	女	電気代・備品代が上がる中、工賃が変わらないのはおかしい。
71	女	足袋製造業はまだまだなくてはならない産業。若い人が少なく、高齢者の技術力が必要です。技術力は数年で取得できるものではありません。事実、私はこの仕事が若い頃より好きではありません。今、なぜ続けているかという、自分自身のためになるからだと思っています。収入が少しでもあれば余裕もあります。早朝起きることも苦になりません。リズム良く生活することで健康・余裕も保てるのであれば、またこの産業を少しでも長く続けるお手伝いができればという思いが大きいです。若い方々にもう少し興味を持っていただけたらと考えます。
76	女	この年齢まで仕事をさせて頂き、ただただ感謝の気持ちでおります。
89	女	特殊な足袋は工賃を上げてもらいたい。

埼玉県足袋製造業に関する

**家内労働実態調査票**



○本調査は、足袋製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために実施するものです。回答内容については匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で審議会資料として使用させていただく予定です。ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

○調査票の提出期限は令和7年6月19日(木)です。同封の返信用封筒でご返送ください。

○令和7年4月末日現在の状況を記入してください。

○調査票の回答は、該当する番号や記号を○で囲むか、または空欄内に記入する方法で行ってください。

○廃止・休止等で労働者及び家内労働者ともにいない場合は、記入及び返送の必要はありませんので、その旨を埼玉労働局労働基準部賃金室 担当：石井・三嶋(Tel.048-600-6205)までご連絡ください。

Q1. 貴事業所について各項目をご記入下さい。

事業所名称		労働者数 (※家内労働者は除く)	男 _____名 女 _____名
所在地		事業内容 (取扱製品)	( _____ )
記入担当者氏名		連絡先電話番号	

Q2-1. 足袋製造について、次のうちあてはまるものはどれですか？

(該当する記号を○で囲んでください(複数回答可)。「ハ」と答えた場合は、( )内をご記入下さい。)

イ	直接製造は行わず、仲介のみである。
ロ	行田市内で自ら製造を行っている。
ハ	行田市外で自ら製造を行っている。(製造地： _____ 市・町・村)
ニ	家内労働(内職)の委託をしていない。

Q2-2.(前問で「ニ」と回答された場合)

過去に家内労働を委託したことはありますか。	有	(1) 現在、委託していない理由をご記入ください。 (理由： _____ ) (2) 将来また委託する予定はありますか。[ 有 ・ 無 ]	無
-----------------------	---	---	---

⇒この設問にご回答いただいた方は、以降の記入の必要はありません。

Q3. 令和7年4月末日現在の足袋製造に従事している家内労働者数について

(枠内に人数を記入して下さい。)

(1) 年齢階級別及び経験年数階級別家内労働者数

年齢 \ 経験年数	1年未満		1年以上 3年未満		3年以上 5年未満		5年以上 10年未満		10年以上 20年未満		20年以上	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
20歳未満												
20歳以上30歳未満												
30歳以上40歳未満												
40歳以上50歳未満												
50歳以上60歳未満												
60歳以上70歳未満												
70歳以上80歳未満												
80歳以上												
合計												

(2) 1か月当たり工賃額階級別家内労働者数

1か月当たり工賃額(円)	男性	女性
30,000円未満		人
30,000円以上50,000円未満		人
50,000円以上70,000円未満		人
70,000円以上90,000円未満		人
90,000円以上110,000円未満		人
110,000円以上130,000円未満		人
130,000円以上		人
合計		人

Q4. 最近2年間の足袋製造家内労働委託工賃の改定状況について

(該当する記号を○で囲んで下さい。イ・ロの場合、改定前後の工賃額をご記入ください。)

イ	工賃を上げた	}	工賃を改定した工程	
ロ	工賃を下げた		改定前の工賃額	
ハ	変わらない		改定後の工賃額	

Q5. 今後の足袋製造家内労働委託工賃の改定予定について

(該当する記号を○で囲んで下さい。「イ」と答えた場合は( )内の空欄をご記入下さい。)

イ	近く改定予定(R__年__月頃、工程名「_____」の工賃額を__円から__円に改定予定)
ロ	今のところ未定

Q6-1. 最近2年間の足袋製造家内労働委託業務量について

(該当する記号を○で囲んで下さい。イ・ロの場合、委託業務量がどのように変動したのか、その状況についてご記入ください。)

イ	増えた	}	業務委託料の変動状況
ロ	減った		
ハ	変わらない		

Q6-2. 今後の足袋製造家内労働委託業務量の見通しとその理由について

(該当する記号を○で囲み、その理由をご記入下さい。)

イ	増える	理由
ロ	減る	
ハ	変わらない	

Q7-1. (ア) 最近2年間の足袋製造に従事する家内労働者数について

(該当する記号を○で囲んで下さい。)

(イ) (「減った」と答えた方のみ) その理由として考えられるものは何ですか?

(該当する記号を○で囲み(複数回答可)、「その他」の場合( )内に具体的に記入して下さい。)

Q7-1. (ア)		Q7-1. (イ)	
イ	増えた	イ	海外製品が増加したため
ロ	減った	ロ	足袋の需要が低下したため
ハ	変わらない	ハ	家内労働者が高齢化したため
		ニ	家内労働委託から社内製造にシフトしたため
		ホ	その他( )

Q7-2. 今後の足袋製造に従事する家内労働者数の見通しについて

(該当する記号を○で囲んで下さい。)

イ	増える	理由
ロ	減る	
ハ	変わらない	

Q8. (ア) 足袋製造家内労働作業に使用する機械はありますか? (該当する記号を○で囲んで下さい。)

(イ) (「ある」と答えた方のみ) 事業所・家内労働者のどちら持ちですか? どのような機械ですか?

(該当する記号を○で囲み、機械名を具体的に記入して下さい。)

Q8. (ア)		Q8. (イ)		
イ	ある	イ	会社持ち	機械名
ロ	ない	ロ	家内労働者持ち	

Q9-1. (ア) 足袋製造家内労働委託に当たり、家内労働者に補助材料を支給していますか?

(イ) (「支給している」と答えた方のみ) 何を支給していますか?

(該当する記号を○で囲み(複数回答可)、「その他」と答えた場合は具体的に記入して下さい)

Q9-1. (ア)		Q9-1. (イ)	
イ	支給している	イ	糸を支給している
ロ	支給していない	ロ	その他 ( ) を支給している

Q9-2. (ア) 家内労働者が負担する補助材料はありますか?

(イ) (「ある」と答えた方のみ) 家内労働者は何を負担していますか。その価格・使用量はどれくらいですか。

Q9-2(ア)		Q9-2(イ)			
イ	ある	補助材	価格	使用量	
ロ	ない	料名			

Q10-1. 足袋製造家内労働委託作業について、次の工程・規格に該当するものがあれば、記号を○で囲み、対応する工賃単価・通常の1時間当たりの作業量・従事する家内労働者数を記入して下さい。

記号	品目	工程	工賃単価	うち、必要経費 見立て額	通常の1時間 当たりの 作業量	当該作業を 行う家内労働者
イ	並級生地 4枚こはぜの 婦人用足袋	足踏み通し	10足につき			
ロ		掛け押し縫い	10足につき			
ハ		こはぜ付け	10足につき			
ニ		羽縫い	10足につき			
ホ		甲縫い	10足につき			
ヘ		尻止め	10足につき			
ト		つま縫い	10足につき			
チ		まわし縫い	10足につき			
リ		アイロン仕上げ	10足につき			

Q10-2. 足袋製造家内労働委託作業について、Q10-1. の表にある以外の工程・規格の委託があれば、下欄にその内容(工程・規格・工賃単価・出来高・家内労働者数)を記入して下さい。

記号	品目	工程	工賃単価	うち、必要経費 見立て額	通常の1時間 当たりの 作業量	当該作業を 行う家内労働者
イ			足につき			
ロ			足につき			
ハ			足につき			
ニ			足につき			
ホ			足につき			

Q11. 家内労働委託とは別に、貴事業所にて雇用する足袋縫製工の平均的な賃金について  
(枠内に数値を記入して下さい。)

令和7年4月分の賃金の平均

円

( 1日の平均労働時間 時間/日 1カ月の平均出勤日数 日/月 )

Q12. 足袋製造家内労働委託工賃額はどのようにして決めていますか？（該当する記号を○で囲み、「その他」の場合は（ ）内に具体的に記入して下さい。）

イ	事業所が工賃額を決める。
ロ	家内労働者が要求する工賃額で決まる。
ハ	両者の話し合いで工賃額が決まる。
ニ	その他（ ）

Q13-1. 今後、埼玉県足袋製造業最低工賃が廃止となった場合、工賃額に影響が出るとお考えですか？

Q13-2. （「影響が出ると思う」と答えた方のみ） どのような影響が予想されますか？

（該当する記号を○で囲み、その他の場合は（ ）内に具体的に記入して下さい）

Q13-1		Q13-2	
イ	影響が出るとは思わない。	イ	工賃額が上がる。
ロ	影響が出ると思う。	ロ	工賃額が下がる。
ハ	分からない。	ハ	その他（ ）

Q14-1. 埼玉県足袋製造業最低工賃を廃止すべきではないとお考えですか？

Q14-2. （「廃止すべきではない」と答えた方のみ） その場合、最低工賃はどうあるべきだと思いますか？

（該当する記号を○で囲み、その他の場合は（ ）内に具体的に記入して下さい。）

Q14-1		Q14-2	
イ	廃止すべきである。	イ	最低工賃額を上げるべきである。
ロ	廃止すべきではない。	ロ	最低工賃額を下げるべきである。
ハ	どちらでもよい。	ハ	最低工賃額は現状のままでよい。
		ニ	その他（ ）

Q15. 最低工賃に関するご意見・ご要望などがございましたら、ご記入願います。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

埼玉県足袋製造業に関する

**家内労働実態調査票**

**家内労働者用**

○本調査は、足袋製造業の最低工賃決定等の審議に必要な資料を作成するため、委託者や家内労働者の個別の事例を把握するために実施するものです。回答内容については匿名化処理をし、回答者が特定できないようにした上で審議会資料として使用させていただく予定です。ご協力のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。  
 ○調査票の提出期限は令和7年6月19日(木)です。同封の返信用封筒でご返送ください。  
 ○令和7年4月末日現在の状況を記入してください。  
 ○調査票の回答は、該当する番号や記号を○で囲むか、または空欄内に記入する方法で行ってください。

Q1. あなたのことについて

氏名		性別	イ 男 ロ 女	年齢		歳
連絡先電話番号						

ご回答内容について埼玉労働局職員から確認のための連絡をさせていただく場合もあります。

所属する事業所の名称及び所在地	事業所の名称:  所在地:
-----------------	---------------------

Q2. 世帯主との関係について (該当する記号を○印で囲んで下さい。)

イ	専業 (世帯主で、本業として働いている。)
ロ	副業 (世帯主で、他に本業をもっているが、その合間に働いている。)
ハ	内職 (世帯主でなく、世帯の本業とは別に、家計補助的に働いている。)

Q3. あなたの家内労働の経験年数について (枠内に数値を記入して下さい。)

足袋製造の家内労働を始めてから現在までの経験年数  年 ※ 端数は切り上げ

Q4. あなたの1日あたりの平均作業時間について（枠内に数値を記入して下さい。）

1日につき、約  時間、足袋製造の家内労働に従事している。

Q5. あなたの1カ月あたりの平均作業日数について（枠内に数値を記入して下さい。）

1カ月につき、約  日、足袋製造の家内労働に従事している。

Q6-1. 1時間当たりの作業量について（枠内に数値を記入して下さい。）

品目	工程	通常の1時間当たりの作業量
並級生地で 4枚こはぜの 婦人用足袋	足踏み通し	足
	掛け押し縫い	足
	こはぜ付け	足
	羽縫い	足
	甲縫い	足
	尻止め	足
	つま縫い	足
	まわし縫い	足
	アイロン仕上げ	足

Q6-2. 1時間当たりの作業量について（Q6-1の表の工程以外の委託がある場合、下欄にその内容（品目・工程・通常の1時間当たりの作業量）を記入して下さい。）

品目	工程	通常の1時間当たりの作業量
		足
		足
		足
		足

Q7. 足袋製造の工賃額の条件はどのように決まっていますか？

(該当する記号を○印で囲み、「その他」の場合は( )内に具体的に記入して下さい。)

イ	事業所が工賃額を決める。
ロ	自分が要求する工賃額で決まる。
ハ	両者の話し合いで工賃額が決まる。
ニ	その他 ( )

Q8. あなたが家内労働を行っている目的は何ですか？(該当する記号を○印で囲み、「その他」の場合は( )内に具体的に記入して下さい。)

イ	生計を維持するため
ロ	家計を補助するため
ハ	自分の自由なお金を得るため
ニ	余暇時間を活用するため
ホ	事業所に協力を依頼されたため
へ	その他 ( )

Q9. 足袋製造業最低工賃を知っていましたか？(該当する記号を○印で囲んで下さい。)

(※ 最低工賃とは、委託者が家内労働者に支払うべき工賃の最低額のことをいいます。詳細については、同封の『埼玉県足袋製造業最低工賃』をご覧ください。)

イ	知っていた。
ロ	知らなかった。

Q10-1. 埼玉県足袋製造業最低工賃が廃止となった場合、あなたが支払われる工賃額に影響が出るとお考えですか？

Q10-2. (「影響が出ると思う」と答えた方のみ) どのような影響が予想されますか？

(該当する記号を○印で囲み、「その他」の場合は( )内に具体的に記入して下さい。)

Q10-1		Q10-2	
イ	影響が出ると思う。	イ	工賃額が上がる。
ロ	影響が出ると思わない。	ロ	工賃額が下がる。
ハ	分からない。	ハ	その他 ( )

Q11-1. 埼玉県足袋製造業最低工賃を今後も決めておくべきだ(廃止すべきではない)と思いますか？

Q11-2. (「廃止すべきではない」と答えた方のみ) その場合、最低工賃はどうあるべきだと思いますか？(該当する記号を○印で囲み、「その他」の場合は( )内に具体的に記入して下さい。)

Q11-1	
イ	廃止すべきである。
ロ	廃止すべきではない。
ハ	どちらでもよい。

→

Q11-2	
イ	最低工賃額を上げるべきである。
ロ	最低工賃額を下げるべきである。
ハ	最低工賃額は現状のままでよい。
ニ	その他( )

Q12. その他ご意見等がございましたら、ご記入願います。

以上で調査は終了です。ご協力ありがとうございました。

埼玉県足袋製造業最低工賃の適用業務における工賃の分布（令和7年度）

工 程	最低工賃額 (円)	引 上 げ 率																				最低委託額 (円)	家内労働者数 (人)					
		1%	2%	3%	4%	5%	6%	7%	8%	9%	10%	11%	12%	13%	14%	15%	16%	17%	18%	19%	20%			21%	22%	35%	82%	90%
足踏み通し	73.0	73.73	74.46	75.19	75.92	76.65	77.38	78.11	78.84	79.57	80.30	81.03	81.76	82.49	83.22	83.95	84.68	85.41	86.14	86.87	87.60	88.33	89.06	98.55	132.86	138.70	-	0
掛け押し縫い	55.0	55.55	56.10	56.65	57.20	57.75	58.30	58.85	59.40	59.95	60.50	61.05	61.60	62.15	62.70	63.25	63.80	64.35	64.90	65.45	66.00	66.55	67.10	74.25	100.10	104.50	-	0
こはぜ付け	74.0	74.74	75.48	76.22	76.96	77.70	78.44	79.18	79.92	80.66	81.40	82.14	82.88	83.62	84.36	85.10	85.84	86.58	87.32	88.06	88.80	89.54	90.28	99.90	134.68	140.60	74.00	1
羽縫い	105.0	106.05	107.10	108.15	109.20	110.25	111.30	112.35	113.40	114.45	115.50	116.55	117.60	118.65	119.70	120.75	121.80	122.85	123.90	124.95	126.00	127.05	128.10	141.75	191.10	199.50	200.00	3
甲縫い	103.0	104.03	105.06	106.09	107.12	108.15	109.18	110.21	111.24	112.27	113.30	114.33	115.36	116.39	117.42	118.45	119.48	120.51	121.54	122.57	123.60	124.63	125.66	139.05	187.46	195.70	118.00	1
尻止め	55.0	55.55	56.10	56.65	57.20	57.75	58.30	58.85	59.40	59.95	60.50	61.05	61.60	62.15	62.70	63.25	63.80	64.35	64.90	65.45	66.00	66.55	67.10	74.25	100.10	104.50	63.00	2
つま縫い	228.0	230.28	232.56	234.84	237.12	239.40	241.68	243.96	246.24	248.52	250.80	253.08	255.36	257.64	259.92	262.20	264.48	266.76	269.04	271.32	273.60	275.88	278.16	307.80	414.96	433.20	260.00	6
まわし縫い	77.0	77.77	78.54	79.31	80.08	80.85	81.62	82.39	83.16	83.93	84.70	85.47	86.24	87.01	87.78	88.55	89.32	90.09	90.86	91.63	92.40	93.17	93.94	103.95	140.14	146.30	77.00	1
アイロン仕上げ	269.0	271.69	274.38	277.07	279.76	282.45	285.14	287.83	290.52	293.21	295.90	298.59	301.28	303.97	306.66	309.35	312.04	314.73	317.42	320.11	322.80	325.49	328.18	363.15	489.58	511.10	280.00	2

●…対象者の分布（数値を超えない範囲）

R4~R7の間の消費者物価指数（「持家の帰属家賃を除く総合」、さいたま市）の上昇率(10.4%)

R4~R7の間の消費者物価指数（食料、年平均、さいたま市）の上昇率(18.9%)

R4~R7の間の埼玉県最低賃金上昇率(15.6%)

R4~R7の間の消費者物価指数（「頻繁に購入する品目」を含む中分類、年平均、さいたま市）の上昇率(15.6%)

## 足袋の製造工程

## 1 足袋の構造



内甲：親指を入れる側

外甲：親指以外の指四本が入る側

底：足の裏に来る部分

コハゼ：足袋の踵側についている金物の留め具

掛け糸(受け糸)：コハゼを引っ掛けて留めるための糸

## 2 足袋の種類

	素材	布地の種類
白足袋	綿 100%	キャラコ
		ブロード
	T65/C35	ブロード
	ポリウレタン入	ブロード
	麻	平織
	絹	羽二重
黒足袋	綿 100%	朱子

キャラコ：縦糸と横糸の割合が一对一（平織）の綿布。（インドの港「カリカット」が語源。大英帝国の時代、インドの綿織物がこの港から輸出されていた。カリカットが訛って、綿布のことをキャラコと呼ぶようになった。）

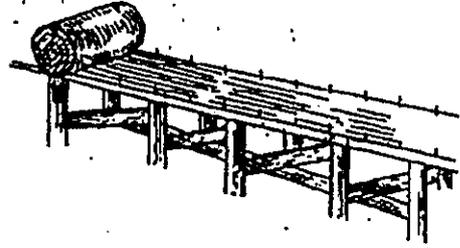
ブロード：縦糸が2本又は3本の横糸の上を通過した後、1本の緯糸の下を通過することを繰り返して織られた綿の生地。

朱子（サテン）：縦糸と横糸の交差する点になるべく目立たないようにして、織物の表面に横糸又は縦糸を長く浮かせた織り方。縦糸と横糸の交錯が少ないため表面がなめらかで光沢がある。

### 3 足袋の製造工程

#### (1) 引き伸ばし

裁断をしやすいように、布地（表地、裏地、底地）を引き伸ばしながら重ねていく。生地汚れや傷の点検も兼ねる。



#### (2) 原料裁断

プレス機で（又は金型をハンマーでたたいて）生地を裁断する。プレス機に用いる金型は片足で5種類。

親型：親指が入る部分。  
四つ型：親指以外の4本指が入る部分。  
底型：足袋の底の部分  
（※親型と四つ型は表裏の2種類）  
合計で5種類  
両足ではその倍の10個の金型を用いる。



#### (3) 掛け通し

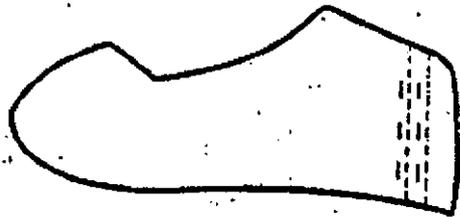
コハゼをかける糸（掛糸）を親型に通す。掛糸機という専用の機械を用いる。

機械を使わない、手掛けという方法もある。



#### (4) 押え縫い（掛糸止縫い）

コハゼが通る部分を避けながら掛け糸を縫い留める。



(5) 甲馳 (コハゼ) 付け

コハゼを4枚又は5枚、踵部分につける (表地・裏地の上に重ねて、一緒に縫い付ける)。4枚コハゼの足袋は動きやすく、5枚コハゼの足袋は足首の部分が長くなるので、所作が美しく見える。



(6) 横縫い (四つ)

四つの表地・裏地を縫い合わせる。



(7) 端縫い

親の表地と裏地を縫い合わせる。

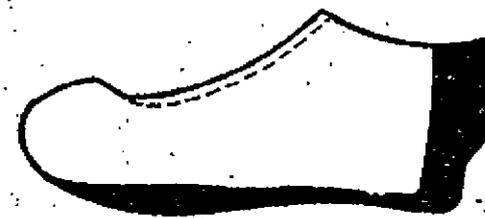


(8) 親返し

端縫いの縫い目が内側になるように反転させる。

(9) 甲縫い

親型と四つ型を縫い合わせ、甲を形作る。

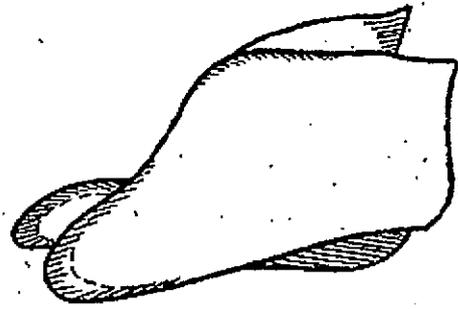


(10) 尻止め

親の表地・裏地と四つの表地・裏地の踵の部分を重ねて丸く縫い合わせる。

(11) つま縫 (爪先縫い)

甲布と底布とを爪先部のみ縫い合わせる



(12) 廻し縫い

爪先以外の表地・裏地・底地の周りを曲線に沿ってずれないように縫い合わせていく。



(13) 仕上

足袋を指の形、指の股、踵に合わせた木型に入れて木槌で叩いた後、アイロンをかける。